

学校いじめ防止基本方針

松本市立二子小学校

1 二子小学校いじめ防止基本方針策定の立場

いじめ防止対策推進法が示す「児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」との目的を達成するために、二子小いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法を受け、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいじめと定義する。

3 いじめ防止に向けた基本的な考え方

教職員と児童がともに、いじめの根絶を目指す。児童同士が、児童と教職員がつながり、互いに信頼関係を築き、安心・安全な学校生活を送ることができるよう努める。そのために学校は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定める。また、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。

4 運営の具体

(1) いじめ防止・いじめ問題対応に関する組織

- ・校内に、いじめ・不登校対応委員会を組織する。いじめ・不登校対応委員会は、校長、教頭、養護教諭、連学年代表担任、特別支援学級担任代表、該当学級担任で構成する。
- ・事案によって、PTA 会長、市教育委員会、県教育委員会、SC、SSW と連携を図る。

(2) いじめ防止等に関する取組の具体

【未然防止】

- ① 道徳教育や人権教育をはじめ、日常の授業や生活指導・生徒指導等、いじめの防止につながる、ありとあらゆる取組を進める。児童一人ひとりの居場所づくり・絆づくり・自己有用感の涵養に向けた取組とそのための計画を立案する。
- ② 教員自らの人権意識の向上、いじめ対応力の向上を図るために、研修会への参加や、校内での研修会を実施する。

【早期発見】

いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手だてのために、日常の観察や個別の相談週間の設定、アンケートなどを行う。

① いじめの早期発見に向け

学級の子どものたちの何気ない行為・言動の中にいじめの芽は潜んでいるとの認識をもち、児童の様子、仕草についてアンテナ高くみつめ、その場その時に対応をする。

- ・机をはなす、ひとりぼっちでいることが多い等はないか。
 - ・物がひんぱんになくなる等はないか。「消しゴム」から始まり「靴かくし」に拡大
- ② 子どもたちの会話に敏感に。見過ごすことは、認めることと同じであるとの認識で対応する。
- ・ひとりの子どもの意見に対して「はあ～」とからかいの言葉をかける等様子はないか。
 - ・「ばかじゃねえの」などの露骨な悪口を全体の場で言う、その言葉は教室に当たり前に飛び交っていないか。

③ いじめアンケートの実施

いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないとの目的のためにいじめアンケートを行う。
市「いじめ・体罰などの実態調査」で、市教委への報告を行う。

- ・実施日 3か月ごとに調査

- ・実施方法

係からアンケート用紙を配付

↓

児童アンケートをもとに、担任等が聞き取り

↓

係がアンケート集約

- ・校長・教頭・事案に関係する担任と報告事案の検討

- ・対応について、職員会、学年会、委員会で検討

↓

係および担任が報告書を記入，校長，教頭が確認

④ 養護教諭，SC との情報交換を行う

【早期対処・措置】 別紙いじめ発生時の対応マニュアルを例に対処する

発見したいじめに対する早期の確実な対処，重大事態発生時の対応

担任を含めた教職員は、「いじめは絶対に許さない，いじめられた子は先生が最後まで守る」との強い意思を児童に示す

① 情報を集める

② その場その場での指導を心掛ける。小さなことも見逃さず，その場で指導を行う。

③ いじめの事実やその可能性が見つかったら，一人で抱えずに学年主任，教頭，校長，委員会へすぐに報告をする。

報告・相談は，発見時，または聞き取り途中でも行う。気づき，おそれ，可能性の時点で行う。

④ 校長を先頭に委員会が組織として対応する。具体的な解決の方法について分担を決め実行する。

- ・事例の整理

被害者，加害者，周囲の子どもからの丁寧な聞き取りにより事例を整理する。

- ・対応方針を決定する

聞き取りや指導の際に留意すべきことの確認

- ・役割分担を決定し，対応に当たる

被害者からの聞き取りと支援担当	寄り添い支える体制をつくり，いじめから救い出し，徹底的に守り通す。
加害者からの聞き取りと指導担当	自らの行為の責任を自覚させ，いじめに向かわせない力を育む。
周囲の児童と全体への指導担当	自分事として捉えさせる，止める勇気・誰かに知ら

	せる勇気をもつ力を育む。
保護者への対応担当	即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
関係機関への対応担当	県教育委員会，市教育委員会への対応は校長が行う。 その他への対応は，教頭が担当する。学校長の指示の下，適切な対応を行う。

- ④ 指導の経緯を報告し，全職員で統一した情報をもつ。職員連絡会や職員会，臨時などで時間を取る。

※生徒指導係，人権教育係，教務学年主任会等と連絡を取り合い，アンテナを高くし，早期に対応できるように努める。

【年間を通じての取組】

- ① 学校いじめ防止基本方針が，学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ・不登校対応委員会を中心に点検し，必要に応じて見直す。

(3) 重大事態への対応

① 重大事態の発生報告

ア 長野県教育委員会中信教育事務所，松本市教育委員会への報告と必要な連携を行う
イ

② 重大事態発生時の初動対応

ア 校長を中心に，いじめ・不登校対応委員会が，松本市教育委員会との情報共有と連携を行い，対応する。
イ 調査の実施に向け，調査主体者の決定を受けた対応，または協力を行う。

③ 重大事態調査結果の公表

ア 被害者児童・保護者に対する調査結果の説明
イ 加害者児童・保護者への調査結果の説明
ウ 全校児童・保護者への調査結果の説明

④ 対象児童への支援といじめを行った児童への指導と支援

ア 心のケアを優先し，安心・安全な学校生活を送ることができるよう支援を継続する
イ 加害児童には，個別に指導を行い，いじめの非に気付かせ，対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は，その保護者に協力を依頼しながら行う。
ウ いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底など，これまでの対応を見直し，再発防止策を検討し，確実な実施に取り組む。

4 運営の具体（別紙）いじめ発生時の対応マニュアル

